

(総 則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(基本的事項)

第2条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第3条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知)

第4条 受託者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第6条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用・提供の禁止)

第7条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知りえた個人情報を当該事務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第8条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、委託者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還)

第10条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者収集し若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事務の調査・報告)

第11条 委託者は、事務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。受託者は、特段の事由がある場合を除き、これに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第12条 受託者は、この特約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第13条 委託者は、受託者がこの特約に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。